

**東京都建設工事従事者の  
安全及び健康の確保の推進に関する計画**

令和2年3月  
(令和6年9月変更)

## 目 次

はじめに.....	1
1. 計画変更の趣旨.....	1
2. 計画の目的と目標.....	2
<b>第1 建設業における労働災害等の現状と課題.....</b>	<b>3</b>
1. 建設業における重大な労働災害の状況.....	3
2. 一人親方等への対応の必要性.....	4
3. 労働災害防止の前提として必要な環境整備.....	4
<b>第2 施策の基本的な方針.....</b>	<b>6</b>
1. 請負契約における責任体制の明確化、適正な請負代金や工期等の設定.....	6
2. 安全及び健康が確保された施工計画等.....	6
3. 建設工事従事者及び建設業者等の安全及び健康に関する意識の向上.....	7
4. 建設業の魅力の向上に向けた建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上..	7
<b>第3 東京都が総合的かつ計画的に講ずべき施策や具体的な取組.....</b>	<b>8</b>
1. 請負契約における責任体制の明確化.....	8
(1) 適正な請負契約の締結及び変更並びに支払の確保.....	8
(2) 重層下請構造に起因する弊害の防止.....	9
(3) 労働災害防止に関する義務の履行.....	9
2. 請負契約における経費の適切かつ明確な積算と工期の設定.....	10
(1) 安全衛生経費等の適切かつ明確な積算等.....	10
(2) 適正な工期の設定.....	11
3. 建設工事現場の安全性向上等.....	12
(1) 建設工事現場の安全性の点検、分析、評価等に関する自主的な取組の促進.....	12
(2) 安全及び健康に配慮した設計、省力化・生産性を向上させる工法や資機材の開発・普及の促進.....	13

<b>4. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化</b> .....	<b>14</b>
(1) 労働安全衛生法令の遵守徹底 .....	14
(2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化 .....	14
<b>5. 一人親方等への対応</b> .....	<b>15</b>
(1) 一人親方等の安全及び健康の確保 .....	15
(2) 労災保険特別加入制度の周知の徹底 .....	15
<b>6. 健康確保対策の強化</b> .....	<b>16</b>
(1) 熱中症対策 .....	16
(2) 騒音障害防止対策 .....	16
(3) 化学物質対策 .....	17
(4) 解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等 .....	17
(5) 新興・再興感染症への対応 .....	18
(6) メンタルヘルス対策 .....	18
<b>7. 安全及び健康に関する意識の啓発</b> .....	<b>18</b>
(1) 安全衛生教育の促進 .....	18
(2) 安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進 .....	19
<b>8. 人材の多様化に対応した安全及び健康の確保並びに職場環境の改善</b> .....	<b>20</b>
(1) 女性の活躍促進 .....	20
(2) 外国人労働者における労働災害の増加への対応 .....	20
(3) 高年齢労働者の安全及び健康の確保 .....	21
<b>9. 建設業の魅力の向上に向けた処遇の改善や地位の向上</b> .....	<b>21</b>
(1) 社会保険等の加入の徹底 .....	21
(2) 建設キャリアアップシステムの活用推進 .....	22
(3) 「働き方改革」等による建設業の魅力向上 .....	22
<b>10. 施策等の推進状況の点検と計画の見直し</b> .....	<b>23</b>
<b>11. 計画の推進体制</b> .....	<b>23</b>
<b>参 考 　～計画変更に関する検討体制～</b> .....	<b>23</b>

## 本計画における用語の定義

- 【建設業者】** 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項で規定する同法第 3 条の許可を得て建設業を営む者及び許可を必要としない軽微な建設工事のみを請け負う者（本計画においては、「許可を必要としない軽微な建設工事のみを請け負う者」も含め、「建設業者」と表記する。）
- 【建設業者団体】** 建設業法第 27 条の 37 で規定する建設業者団体
- 【建設業者等】** 建設業者と建設業者団体
- 【建設業者団体等】** 建設業者団体に、建設労働災害防止協会東京都支部、全建総連東京都連合会を加えたもの
- 【関係行政機関】** 厚生労働省東京労働局、国土交通省関東地方整備局等

## はじめに

### 1. 計画変更の趣旨

建設業における重大な労働災害は、建設業関係者によるたゆみない努力によって減少を続けているものの、建設業はいまだ死亡災害が最も多い業種となっている。このため、建設工事従事者の安全と健康の確保に関する国等の責務を定めた「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）」が制定され、同法に基づき、国は平成29年9月に基本計画を、都は令和2年3月に「東京都建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画」を策定した。

本計画策定後の状況をみると、建設工事従事者をめぐる労働災害の撲滅には至っていない。また、令和5年6月には、建設工事従事者の安全や健康の確保に関する状況変化等を踏まえ、国の基本計画が変更された。これらの状況を踏まえ、本計画の変更を行う。

#### 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年12月16日法律第111号）の概要

建設業における重大な労働災害の発生状況等に鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、公共発注・民間発注を問わず、労災保険料を含む安全衛生経費の確保や一人親方問題への対処等がなされるよう、特別に手厚い対策を国及び都道府県等に求めるもの

##### <目的、基本理念>

###### 目的、基本理念

###### <目的>（第1条関係）

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資する

###### <基本理念>（第3条関係）

- 建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な措置が、設計、施工等の各段階において適切に講ぜられること
- 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られること
- 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られること

##### <国等の責務、法制上の措置等>

###### 国等の責務、法制上の措置等

###### <国等の責務>（第4条から第6条まで関係）

- 国は、基本理念のっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的に策定、実施する
- 都道府県は、基本理念のっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該区域の実情に応じた施策を策定、実施する
- 建設業者等は、基本理念のっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な措置を講ずる

###### <法制上の措置等>（第7条関係）

- 政府は、施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない

##### <基本計画等、基本的施策>

###### 基本計画等

（第8条・第9条関係）

- 政府は、建設工事従事者の安全及び健康に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定しなければならない
- 都道府県は、基本計画を勧奨して、都道府県計画を策定するよう努める

###### 基本的施策

（第10条から第14条まで関係）

- ①建設工事の請負契約における経費（労災保険料を含む）の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進
- ②責任体制の明確化（下請関係の適正化の促進）
- ③建設工事の現場における措置の統一的な実施（労災保険関係の状況の把握の促進等）
- ④建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に係る取組の促進
- ⑤建設工事従事者の安全に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した材料・資機材・施工方法の開発・普及の促進
- ⑥建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

##### <推進会議の設置>

###### 建設工事従事者安全健康確保推進会議

（第15条関係）

関係行政機関相互の調整を行うことにより、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進を図るため、「建設工事従事者安全健康確保推進会議」及び専門的知識を有する者によって構成する「建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議」を設ける

施行：平成29年3月16日

出典：国土交通省 HP

## 2. 計画の目的と目標

建設業における労働災害の現状と課題を踏まえ、建設工事従事者の安全及び健康を確保するために必要な基本的な方針や施策を定めるとともに、これらに基づき、建設業に関わる全ての者が具体的な取組を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

また、建設業における労働災害の撲滅に向け、建設工事従事者の安全及び健康の確保のための取組を推進した結果として、以下の目標を達成することを目指す。

### 建設業における労働災害による死亡者数（都内）

令和5年から令和9年までの5年間の平均死亡者数を、平成30年から令和4年までの5年間の平均死亡者数（18.8人）に対して、15%以上減少させる。

### 建設業における労働災害による死傷者数（都内）

令和5年から令和9年までの5年間の平均死傷者数を、平成30年から令和4年までの5年間の平均死傷者数（1,084人）に対して、5%以上減少させる。

※ 令和5年以前の死亡者数及び死傷者数は、次ページの図1及び図2を参照

※ 死傷者数は、死亡者数及び休業4日以上 of 災害の被災者数の合計である。  
(新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除く。)

※ 上記数値は「第14次労働災害防止計画」(令和5年3月 厚生労働省)及び「第9次建設業労働災害防止計画」(令和5年3月 建設業労働災害防止協会)における目標数値を参考に設定している。

このため、目標数値対象期間も両計画と同一内容としており、対象期間に令和5年を含めている。

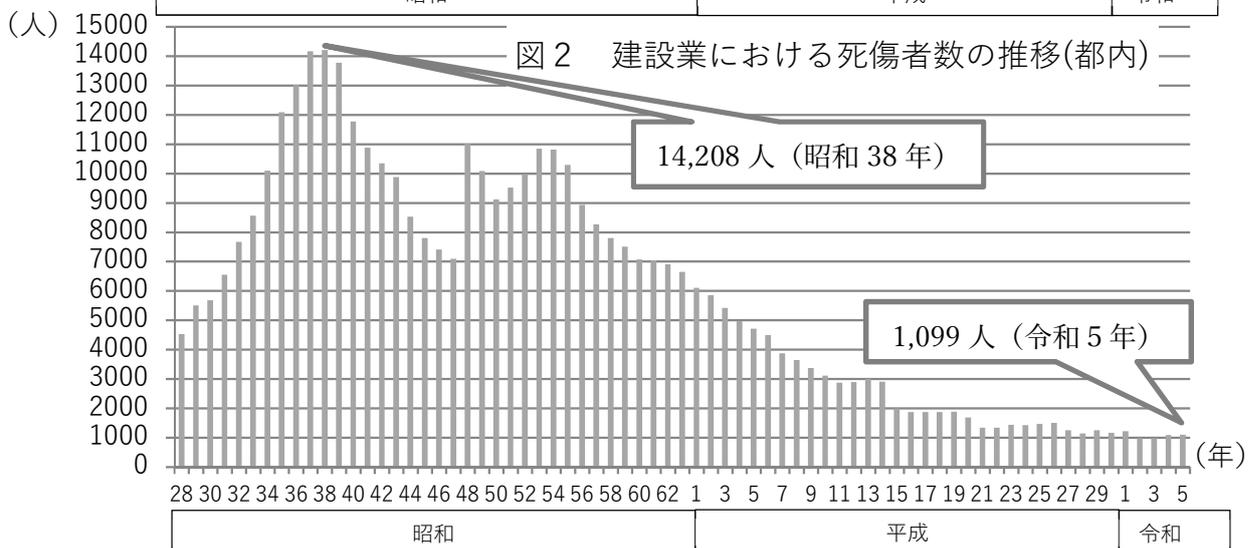
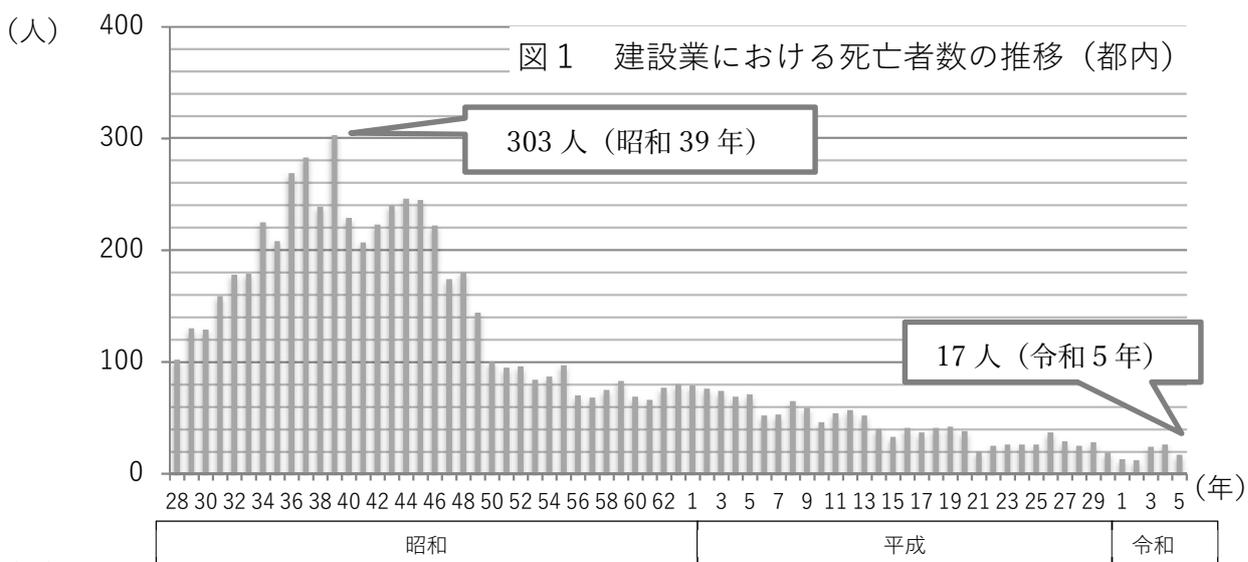
死亡者数は、令和5年は17人であったので、目標を達成するには、令和6年から9年までの平均を15.7人以下とする必要がある。

死傷者数は、令和5年は1,099人であったので、目標を達成するには、令和6年から9年までの平均を1,013人以下とする必要がある。

## 第1 建設業における労働災害等の現状と課題

### 1. 建設業における重大な労働災害の状況

都内で発生した建設業における死亡災害及び死傷災害（死亡及び休業4日以上の災害）の発生は、長期的に減少傾向にある。労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び同法に基づく関係政省令（以下「労働安全衛生法令」という。）が幾度となく改正され、危害防止基準等が年々充実強化されるとともに、建設業者等による長年にわたる自主的な労働災害防止活動が相まって、都内で発生した建設業における労働災害による死亡者は、昭和39年の303人から令和5年には17人に、死傷者数は昭和38年の14,208人から令和5年には1,099人にまで減少したところである。



※ 東京労働局資料を基に都建設業課で作成

## 第1 建設業における労働災害等の現状と課題

これは、平成27年の足場の組立等作業従事者への特別教育の義務化、平成31年のフルハーネス型墜落制止用器具の使用の原則義務化等の法令整備や、様々な特別教育をはじめとした継続的な安全衛生教育の実施といった関係者の努力の効果が現われてきているものと考えられる。

しかし、令和5年に都内で発生した死傷災害は、全産業の約1割を建設業が占め、死亡災害に限れば約4割と最も高い構成比となっており、死亡災害を含め、重大事故も依然として発生している。

建設業は死亡災害をはじめとする重大な労働災害の防止を最重点で進めるべき業種であり、建設業における重大な労働災害の撲滅に向けて、より一層実効性のある取組を推進するとともに、取組の周知やフォローを行う必要がある。

また、都内で発生した建設業における死亡災害の発生状況をみると、墜落・転落災害の占める割合は3割を超えており、昨今の災害発生傾向をみると、屋根や屋上等の端、開口部、足場、はしごや脚立のような低所からの墜落・転落災害が多いことから、これらの災害に対応した対策を強化する必要がある。

### 2. 一人親方等への対応の必要性

建設工事現場において、一人親方等<sup>1</sup>は、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事している。厚生労働省の調査によれば、令和5年には全国で80人の一人親方等が業務中の死亡者として把握されており、そのうち労災保険に特別加入していない者が27人となっている。

建設工事の重要な担い手である一人親方等に対する安全及び健康の確保については、建設工事現場における業務の実態や災害の発生状況等を踏まえ、他の労働者と同等の対応が必要となる。

### 3. 労働災害防止の前提として必要な環境整備

建設工事従事者の安全及び健康の確保のためには、全ての建設工事において、労働安全衛生法令に基づく最低基準の徹底した遵守に加え、建設業者等による安全性の点検や啓発など、自主的な取組の一層の促進が重要となる。

---

<sup>1</sup> 「一人親方」とは、労働者を使用しないで土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊若しくは、解体又はその準備の事業(大工、左官、とび職人など)等の事業を行うことを常態とする者のことである。「一人親方等」とは、これに加えて中小事業主、役員、家族従事者を含むものである。

## 第1 建設業における労働災害等の現状と課題

あわせて、請負契約における責任体制の明確化、請負代金及び工期の適正な設定などの環境整備が強く求められている。

また、建設業においては、近年全国的に技能労働者の賃金水準は上昇傾向にあるものの、いまだ他産業の労働者と比べて低い水準にある。加えて、他産業では一般的となっている週休二日の確保が十分ではなく、総労働時間が長くなっており、これらが、建設業における若者等の入職の減少や、建設工事従事者の高齢化の一因と考えられる。

都内の建設工事現場では、人員不足や余裕のない工期等の作業環境に起因する現場の管理不足が背景と考えられる事故も発生している。

このような状況を踏まえ、第3次担い手3法<sup>2</sup>や建設業への時間外労働の上限規制の適用を踏まえた働き方改革の推進、賃金水準等の処遇の改善、技能・技術を適正に評価するシステムの採用などによる地位の向上を図り建設業を魅力的な仕事の場とすることで、若者をはじめとした入職の促進等による中長期的な担い手の確保を進め、安全面を含めた経験や技能の円滑な継承や担い手不足による建設工事現場の負担の軽減などに対応していくことが急務である。

さらには、気候変動の影響や石綿を用いた建築物の解体工事の増加、新興・再興感染症の発生・拡大等の新たな状況変化への対応等が必要となるとともに、更なる活躍が期待される女性、増加する外国人労働者や高年齢労働者等といった人材の多様化を踏まえた取組が求められている。

加えて、i-Construction<sup>3</sup>やインフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション（以下「インフラ分野のDX」という。）は、危険を伴う作業等の減少や建設工事現場の環境改善に寄与することが期待されることから、労働災害防止の観点からもこれらの取組の推進も急務である。

---

<sup>2</sup> 令和6年6月に改正された、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び公共工事の品質確保の促進に関する法律のこと。建設業の担い手を確保するため、労働者の処遇改善に向けた賃金原資の確保と下請事業者までの行き渡り、資材価格転嫁の円滑化による労務費へのしわ寄せ防止及び働き方改革や現場の生産性向上のための措置が盛り込まれた。

<sup>3</sup> 調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までのあらゆる建設生産プロセスでICTを活用すること等により、大幅に生産性を向上させる取組

## 第2 施策の基本的な方針

### 1. 請負契約における責任体制の明確化、適正な請負代金や工期等の設定

建設工事の適正な施工を確保するためには、発注者と受注者の相互理解や協力に基づき、対等な立場でそれぞれの責任と役割分担を明確にし、請負契約が締結されることが重要となる。仮に、不当に低い請負代金や不当に短い工期で締結されれば、受注者に工事の施工方法、工程等について技術的に無理な手段等を強いることになり、適正な施工が確保されず、労働災害や公衆災害の発生につながるおそれがあることから、発注者の理解と協力が不可欠となる。

このことを踏まえると、請負代金については、市場における労務や資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映し、建設工事従事者の安全及び健康に関する経費を適切に確保する必要がある。労働安全衛生法令は、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講ずることを義務付けている。したがって、当該対策に要する経費は、元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

また、工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件等による不稼働日を踏まえ、週休二日の確保をした上で、工事を施工するための日数を適切に設定することが必要である。特に、工期が年度末となる工事において、工期延伸の必要が生じ、設計変更を行う際には、年度内完了に固執することなく、工事施工に必要な日数を確保することが必要である。

### 2. 安全及び健康が確保された施工計画等

建設工事は、屋外で施工されることが多いため、気候、地形、地質等の自然条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件の配慮から、建設工事現場ごとに施工方法が異なる。このことから、設計から施工まで全体を通じて建設工事従事者の安全及び健康が確保される工法・工程となるような施工計画の策定を、現場ごとに確実に取り組む必要がある。

設計段階においては、建設工事現場の施工条件を十分に調査し、建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した施工方法を検討することが重要である。

また、施工段階においては、元請負人の統括安全衛生管理の下、関係請負人がそれぞれの役割分担により、漏れなく安全措置を講ずる必要がある。その際、労働安全衛生法令に基づく最低基準の措置だけでなく、建設工事現場における危険性・有害性を評価（リスクアセスメント）して、当該リスクを低減し、安全及び

健康を確保するための措置を建設業者が自ら自主的に講ずることが重要である。なお、一人親方等については、施工される建設工事現場の作業の実態等を踏まえ、他の労働者と同等の措置を統一的に実施することが必要である。

さらに、設計、施工等の各段階において、i-Construction やインフラ分野の DX を効果的に推進することが、建設工事従事者の安全及び健康の確保のためにも有用である。

### 3. 建設工事従事者及び建設業者等の安全及び健康に関する意識の向上

元請負人及び下請負人の安全及び健康に関する意識が低い場合、例えば一人の建設工事従事者が、本人や関係者の安全を阻害する可能性のある行動を意図的にとった場合、請負代金や工期の制約、現場作業の多忙等から、十分な指示及び指導が行われず、その行動が看過されるおそれがある。

近年、過去に比べて相対的に建設工事現場における労働災害が減少しているため、作業に潜む危険に対する感受性が低下していることを指摘する声もある。

したがって、建設工事従事者の一人ひとりが安全及び健康の確保のために必要な手順や動作など、基本的な事項を遵守徹底することはもとより、建設工事従事者及び建設業者等の安全及び健康に関する意識を高める安全衛生教育の実施や、建設工事従事者や建設業者等が安全及び健康を最優先にする気風や気質を更に醸成していくための取組を促進していくことが重要である。

特に墜落・転落災害防止に向けては、労働安全衛生法令に基づく最低基準の措置に加え、厚生労働省の「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に示されている「より安全な措置」の普及促進により墜落・転落のリスクを低減させるとともに、墜落制止用器具の確実な使用を徹底することが必要である。

### 4. 建設業の魅力の向上に向けた建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

建設工事従事者の安全及び健康を確保するためには、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守に加え、建設業者等による現場の状況に即した自主的な取組を促進することが重要である。

また、女性、外国人労働者、高年齢労働者等といった人材の多様化に対応した建設工事現場の安全及び健康の確保並びに職場環境改善も重要である。

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険」という。）の加入徹底、能力や経験に応じた処遇の実現、生産性の向上や働き方改革の推進等による休日の確保及び長時間労働の是正並びに建設工事従事者の地位の向上に向けた取組を通じて、将来にわたる建設業の多様な担い手を確保するなど持続的な発展が可能な環境整備を進めることが必要である。

### 第3 東京都が総合的かつ計画的に講ずべき施策や具体的な取組

#### 1. 請負契約における責任体制の明確化

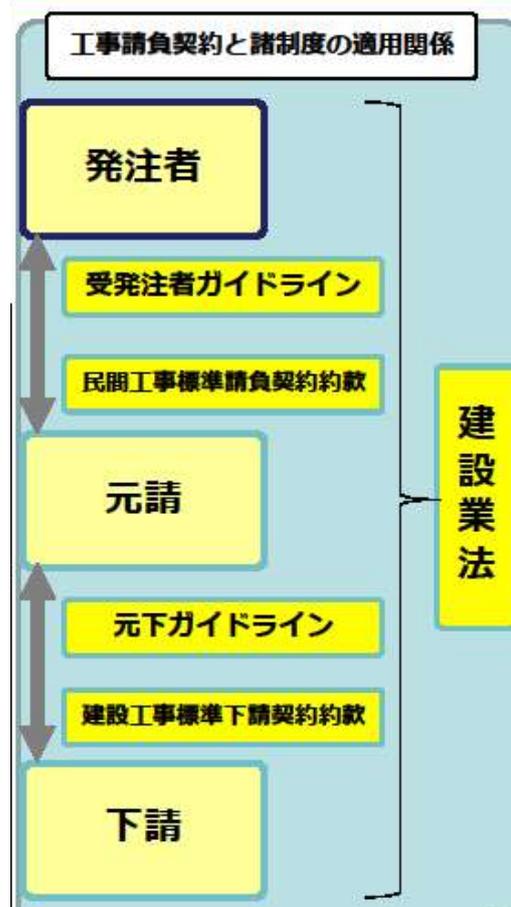
##### (1) 適正な請負契約の締結及び変更並びに支払の確保

建設工事の適正な施工を行うためには、発注者、元請負人及び下請負人が、適正に請負契約を締結し、その内容に基づいて、それぞれが求められる役割を適切に果たすことが前提となる。

また、正当な理由がない限り、請負代金の額の変更に適切に応じるとともに、工事が完成し検査及び引渡しを終了した後には、請負契約に基づき、できるだけ速やかに支払うことが求められる。

とりわけ、元請負人は、建設業法に基づき、下請負人からの請負代金の額の変更協議に適切に応じるとともに、発注者からの支払を受けた際には、下請負人に速やかに支払わなければならない。

このため、請負代金の額の変更協議等について記載された「民間建設工事標準請負契約約款<sup>4</sup>」等を用いた契約とするよう促すとともに、必要に応じて立入検査等を実施し、一括下請負の禁止、技術者



出典：国土交通省 HP

「受発注者ガイドライン<sup>5</sup>」「元下ガイドライン<sup>6</sup>」

「建設工事標準下請契約約款<sup>4</sup>」については脚注を参照

4 「民間建設工事標準請負契約約款」及び「建設工事標準下請契約約款」は公正な立場から請負契約の当事者間の具体的な権利義務関係の内容を律するものとして、中央建設業審議会が作成したもの

5 「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（最終改訂は令和5年6月）。発注者と受注者との取引において、建設業法に照らし受発注者のとるべき対応が明示されている。

6 「建設業法令遵守ガイドライン－元請負人と下請負人の関係に係る留意点」（最終改訂は令和5年6月）。元請負人と下請負人との関係に関して、建設業法に違反する行為が明示されている。

の専任配置など、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結等に関する法令遵守の徹底を図る。

都発注工事においては、東京都工事施行適正化推進要綱<sup>7</sup>等に基づき、元請負人の実質的関与の確認、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結の点検、著しく短い工期が疑われる下請契約に関する調査等により、引き続き、法令遵守の徹底を図っていく。

## (2) 重層下請構造に起因する弊害の防止

重層下請構造は、繁閑への対応、工事の高度化等に伴う専門化・分業化への対応など合理的な理由に基づいて構造化してきたものだが、一方で、このことに起因する非効率や技能労働者への不利益の発生等の懸念が国の会議等で示されている。

このため、重層下請構造を含めた全ての建設工事における適正な施工の確保に向け、建設業法等に基づく施工体制台帳及び施工体系図の適時適切な作成、それらによる施工体制の確認、下請負人の管理等の措置の徹底を図る。

## (3) 労働災害防止に関する義務の履行

労働災害防止のためには、下請契約の施工における各建設業者が適切な安全衛生対策を講ずるよう労働安全衛生法令上の義務を果たす必要がある。

このため、建設業者に対して、相互の連携を密にするとともに、元請負人は関係請負人が労働安全衛生法令に違反しないように指導や安全衛生教育に対する援助を行うことや、作業間の連絡・調整、現場内の設備・機械等の安全確保や職業性疾病の防止など、労働安全衛生法令に基づく統括安全衛生管理の徹底を図ることを促していく。

---

<sup>7</sup> 都が発注する工事について、監督業務等において確認すべき事項等を定め、工事現場の適正な施工体制の確保及び一括下請負の排除を目的とするもの



## (2) 適正な工期の設定

建設工事従事者の健康保持、災害防止等の観点から、第3次担い手3法や労働基準法の趣旨や「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン<sup>8</sup>」を踏まえ、週休二日の実現や労働時間の短縮に向けて、請負契約において休日等の日数を確保するなど、適正な工期が定められる必要がある。

また、「民間建設工事標準請負契約約款」等に工期の変更に関する規定が記載されていること等を踏まえ、請負契約には工期の変更に関する規定を明記し、やむを得ない事由により工期内に工事が終わらない見込みの場合は、受発注者間で適切に工期変更に関する協議が行われる環境を整備する必要がある。

このような状況を踏まえ、業界団体と連携し、民間発注工事における適正な工期の設定等に向けた働き掛けを行う。

都発注工事においては、令和6年度以降は原則として全ての工事で「週休二日」を確保した工期において工事を実施する。

また、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を踏まえて、標準的な「準備期間」や「後片付け期間」の日数確保に加え、降雨日や猛暑日などの「作業不能日」の設定や、休日への「夏季休暇期間」等の追加を行うとともに、「工事請負契約設計変更ガイドライン<sup>9</sup>」に沿った設計変更の実施により、適正な工期設定を行っていく。

さらに、一時的に工事が過度に集中することを避けるため、「平準化率<sup>10</sup>」を指標とし、施工時期等の平準化や工期が12か月未満の工事に対する債務負担行為の活用、いわゆるゼロ都債<sup>11</sup>や繰越明許費の活用等の取組を引き続き実施していく。

---

<sup>8</sup> 「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」において、公共・民間を含めて全ての建設工事において働き方改革に向けた生産性向上や適正な工期設定等が行われることを目的として平成29年8月に策定（平成30年6月に改訂）されたもの

<sup>9</sup> 都発注工事における、設計変更に係る業務の流れの円滑化を図るため、設計変更が可能なケース、不可能なケース、手続の流れ等を示したもの

<sup>10</sup> 連続する3か月間で最も低い平均値となる期間（4月～6月）の平均稼働件数／年度の平均稼働件数

<sup>11</sup> 工事を早期に発注するため、当該年度の歳出予算はゼロとし、翌年度への債務負担行為のみ設定する予算上の手法

### 3. 建設工事現場の安全性向上等

#### (1) 建設工事現場の安全性の点検、分析、評価等に関する自主的な取組の促進

建設工事現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法令に基づく措置を講ずるだけでなく、建設業者がリスクアセスメントを実施し、自社の安全衛生に関する対策について計画・実行・評価・改善するマネジメントシステムを構築することが重要である。

このため、リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例の収集・分析の充実や、安全性の点検等に関する建設業者及び建設業者団体等による自主的な取組事例を都が開催する建設工事現場の危害防止講習会等で発表するなど、広く水平展開し、情報の共有化を進める。加えて、建設業の特性を踏まえて開発された「建設業労働安全衛生マネジメントシステム (COHSMS)」の普及に努める。

都発注工事においては、工事完了時に建設業者の安全衛生管理を評価する取組を実施していく。また、安全点検・パトロール等の取組を一層活発にするため、点検・パトロール等を行う者の能力向上を目指し、外部講師を招いた安全講習会開催等の取組を推進する。

なお、これらの取組に当たっては、建設工事現場における安全衛生対策の強化について、都民一般の理解と関心を深めていくことが必要であり、安全衛生対策やその効果等を分かりやすく「見える化」していく。

#### <都の取組> 工事成績評価において安全衛生管理の評価を実施

- ・ 東京都工事成績評価要綱に基づき、都発注工事の工事成績評価において安全衛生管理の評価を実施
- ・ 一部の局では、評定点が優良な工事を実施した建設業者等を対象に表彰も実施



#### <関係団体等の取組> 建設業労働災害防止協会

##### 「建設業労働安全衛生マネジメントシステム (COHSMS)」

- ・ 労働安全衛生法令に基づく指針ののっとり策定されたシステム
- ・ このシステムの基準に適合しているとの認定を受けることで、全社員の安全衛生意識の強化が期待される。



## (2) 安全及び健康に配慮した設計、省力化・生産性を向上させる工法や資機材の開発・普及の促進

建設工事従事者の安全及び健康を確保するには、設計において施工の安全性に配慮することが重要である。

このため、都においては、BIM/CIM<sup>12</sup>モデル工事実施等によりこれらの取組の普及を図る。

また、ICT 建設機械や UAV<sup>13</sup>を活用することで重機回りの丁張り作業や法面測量等の危険を伴う作業等を減少させる i-Construction を推進するとともに、建設機械施工の自動化・遠隔化やロボット活用等インフラ分野の DX において、安全な工法等の研究開発及び普及を推進していく。

さらに、各種ガイドラインの策定等による安全な施工の普及を図るとともに、公共工事のみならず民間工事にも活用できる国の「公共工事等における新技術活用システム (NETIS)」や民間等で開発された優れた新技術の情報を収集した都の「新技術情報データベース (NeTIDa)」等の活用により、新技術の効果的な普及を促進していく。

このほか、ICT 活用工事の事例紹介や現場見学会などを引き続き開催し、ICT 活用の促進を図る。

都発注工事においては、建設工事現場への ICT 建設機械の導入を促進するため、ICT 活用工事を積極的に発注していくとともに、受発注者向け ICT 講習会等により、建設業者を支援していく。

### <建設業者団体等の取組> 建設業労働災害防止協会

#### 「高度安全機械等導入支援補助金事業」

- ・ 建設業許可を取得している中小企業事業者を対象に、油圧ショベルの安全装置の購入費用等の一部を補助



#### 「労働災害防止のための ICT 活用データベース」

- ・ ICT の現場での活用状況等に関する情報のデータベースを HP で公開



<sup>12</sup> コンピュータ上に作成した3次元の形状情報に加え、構造物並びに構造物を構成する部材等の名称、形状、寸法、物性及び物性値（強度等）、数量、その他付与が可能な情報及びそれらを補足する資料を併せ持つ構造物に関連する情報モデル（BIM/CIM モデル）を構築すること（Building / Construction Information Modeling）。また、構築した BIM/CIM モデルに内包される情報を管理・活用すること（Building / Construction Information Management）。

<sup>13</sup> 無人航空機の総称。プロペラがあるもの（ドローン）とないものがあり、空撮、測量、運搬等に使われる。

## 4. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

### (1) 労働安全衛生法令の遵守徹底

建設工事現場における死亡災害では、今なお墜落・転落を事故原因とするものが最も多くなっている。都内においても、令和5年は6人が墜落・転落により死亡している。過去の墜落・転落災害をみると、その多くに労働安全衛生法令違反が認められる。平成31年にはフルハーネス型墜落制止用器具の使用が原則義務化されたが、墜落制止用器具を適切に使用していなかったことによる死亡災害事案も依然として多く発生している。

このため、墜落・転落災害の更なる減少に向けて、都、関係行政機関、建設業者及び建設業者団体等が実施する安全対策講習会や工事安全パトロール等による労働安全衛生法令に基づく措置の遵守徹底を図る。特に、一側足場の使用範囲の明確化<sup>14</sup>への対応、墜落制止用器具の使用の徹底、手すり等の設置、作業床の端や開口部等への囲いの設置、足場の組立て時等及び作業開始前の足場の点検の徹底を促進する。さらに、災害事例の紹介等の取組により、新規入職者をはじめとする高所作業従事者の危険感受性向上を図っていく。

### (2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化

墜落・転落災害については、厚生労働省が公表している「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に示されている、労働安全衛生法令に規定される措置に加え実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及を促進する必要がある。

このため、民間発注工事を含めた全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることを踏まえ、屋根・屋上等の端、開口部、足場、はしごや脚立のような低所からの墜落・転落を防止するために国等が作成したマニュアル等の普及について、関係機関との連携の下、取組を進め、墜落・転落災害防止対策の充実強化を図る。

都発注工事においては、手すり先行工法、二段手すり、幅木を標準仕様としていることを周知していく。

---

<sup>14</sup> 労働安全衛生施行規則改正により、令和6年4月1日以降、幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用しなければならないと規定された。

<建設業者団体等の取組> 建設業労働災害防止協会

「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」(令和6年3月)

- ・ 木造家屋建築工事等の、屋根・屋根上の端、開口部、低所(はしご・脚立)等からの墜落・転落災害防止のため、策定



## 5. 一人親方等への対応

### (1) 一人親方等の安全及び健康の確保

一人親方等の安全及び健康の確保の促進のためには、労働安全衛生法上の労働者だけでなく、一人親方等も対象に含めて建設工事現場における措置を統一的に実施することが必要である。

このため、業務中に一人親方等が被災者となる災害、とりわけ、死亡災害など重篤な災害が発生した場合、速やかに労働基準監督署への情報提供を行うよう、周知・徹底を図る。また、国等による一人親方等の災害の特徴に関する分析等の情報を収集し、都における災害防止対策の基礎資料として活用していく。

さらに、一人親方等に対しても労働者と同等の保護措置が図られることを義務付ける労働安全衛生規則等の改正<sup>15</sup>を踏まえ、一人親方等に直接仕事を発注する立場の建設業者による一人親方等への安全及び健康の配慮を促進するとともに、一人親方等に対してその業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等を支援するため、関係行政機関等と連携していく。

### (2) 労災保険特別加入制度の周知の徹底

一人親方については、本来の労災保険の対象とならないことから、労災保険への加入を希望する場合、特別加入制度へ任意加入する必要がある。

---

<sup>15</sup> 令和5年4月から、「一人親方等だけが作業を行う時も、局所配置装置等の設備を稼働させる等の配慮をすること」「特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、一人親方に対してもその作業方法を周知すること」「労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、一人親方に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること」等が義務付けられた。また、令和7年4月からは退避や立入禁止等の措置についても一人親方等への保護措置が義務付けられる。

### 第3 東京都が総合的かつ計画的に講ずべき施策や具体的な取組

このため、一人親方のうち適正でないと考えられる者、例えば、法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図し、本来雇用すべき技能労働者を個人事業主化させるといった、規制逃れを目的とした一人親方など、契約の形式が請負契約であっても、実態が雇用労働者である場合には、労働者として扱うよう改めて建設業者等に周知・指導する。

また、一人親方と請負契約を締結する際には、取引の適正化及び必要経費を適切に反映した請負代金の確保に努めるよう周知を行う。

さらに、一人親方等の安全及び健康の確保と併せて、一人親方における労災保険の特別加入制度への適切な加入について、積極的に周知・啓発・勧奨していく。

## 6. 健康確保対策の強化

### (1) 熱中症対策

建設工事従事者の熱中症を防止するため、国が定めた「職場における熱中症予防基本対策要綱<sup>16</sup>」に基づく暑さ指数の把握と、その値に応じた熱中症予防対策の実施について、関係機関と連携し、促進していく。

都発注工事においては、受注者に対し、建設工事現場における熱中症の計画的な予防対策の徹底を求める注意喚起を実施するとともに、熱中症対策に起因した工期延伸や対策費用に関する設計変更に応じること等により、取組を促進していく。

### (2) 騒音障害防止対策

建設工事従事者の騒音障害を防止するため、国が策定している「騒音障害防止のためのガイドライン<sup>17</sup>」に基づく健康障害防止対策について、関係機関と連携し、促進していく。

都発注工事においては、標準仕様書において低騒音型機械の使用を規定するとともに、同ガイドラインに基づき適切な措置を講ずるよう受注者に指導していく。

---

<sup>16</sup> 令和3年7月に、厚生労働省により策定。暑さ指数を用いた作業環境管理等について規定

<sup>17</sup> 事業者が自主的に講ずることが望ましい騒音障害防止対策を体系化している（所定の作業場における作業環境測定の実施等が労働安全衛生規則により義務付けられている）。

### (3) 化学物質対策

建設工事現場においては、リスクアセスメント対象となる化学物質を多く使用していることから、労働安全衛生法令が改正<sup>18</sup>され令和6年4月から全面施行されたことを踏まえ、建設工事従事者がリスクアセスメント対象物質にばく露される程度を最小限度にする等の取組を、関係機関と連携し、促進していく。

都発注工事においては、従前から、橋梁塗装工事等、有害物質を取り扱う工事において、化学物質ばく露防止に向けたリスクマネジメントを実施しており、今後も着実に取組を進めていく。

#### <関係行政機関の取組> 東京労働局、各労働基準監督署

- ・ 建設工事現場安全衛生パトロールなどの機会を捉えて法改正について周知するとともに、各事業場に臨検監督を実施した際には化学物質対策についても確認し、必要に応じて勧告・指導を実施

#### <建設業者団体等の取組> 建設業労働災害防止協会

##### 「建設業における化学物質取り扱いリスク管理マニュアル」

- ・ 「セメント系粉体取扱い」等、6種類の作業に対するリスク管理マニュアル。令和6年4月の法令改正にも適合



### (4) 解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等

石綿が用いられている建築物の解体工事が増加する中、石綿による建設工事従事者の健康障害を防止するため、都は関係機関と連携し、費用や工期等の面での発注者の配慮を求めつつ、建築物石綿含有建材調査者講習の受講勧奨のほか、石綿使用の有無に関する事前調査の実施、事前調査結果に基づく作業の実施と記録の作成等の石綿ばく露防止対策の徹底等を図る。

#### <関係行政機関の取組> 東京労働局、各労働基準監督署

- ・ 建設工事現場安全衛生パトロールなどの機会を捉えて制度について周知するとともに、各事業場に臨検監督を実施した際には化学物質対策についても確認し、必要に応じて勧告・指導を実施

<sup>18</sup> リスクアセスメントの実施義務対象物質の大幅増や、リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることの義務化等の改正がなされた。

### 第3 東京都が総合的かつ計画的に講ずべき施策や具体的な取組

都発注工事においては、大気汚染防止法で規定されている工事段階での事前調査はもとより、建物解体設計段階においても、工事対象となる全ての部材について石綿が含まれているかを設計図書等の文書と目視で調査する等の取組を、引き続き進めていく。

#### (5) 新興・再興感染症への対応

新興・再興感染症が発生・拡大した際には、関係する政府方針等を踏まえ、適切に対応する。

#### (6) メンタルヘルス対策

過重な仕事やストレスは、メンタルヘルス上の問題を引き起こすおそれがある。このため、メンタルヘルスケアの充実等の取組を推進する。

<都の取組>産業労働局のWebサイト「働くあなたのメンタルヘルス」

- ・ 管理職や労働者を対象に、メンタルヘルスの基本的な知識や相談先、支援制度、セミナー、Webラーニング、シンポジウム、相談会等を紹介



## 7. 安全及び健康に関する意識の啓発

### (1) 安全衛生教育の促進

安全衛生教育の継続的な実施が労働災害の防止に効果的と考えられることから、建設業者による労働安全衛生法令に定められた教育の実施を促すとともに、安全衛生管理の能力向上教育など、建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた継続的な教育を実施することの重要性について、都が開催する安全対策講習会等において十分な理解を促し、能力向上教育等の原則実施をより一層促進する。

また、災害の多くが中小規模の建設現場で発生していることを踏まえ、都は関係機関と連携し、「専門工事業者等の安全衛生活動支援事業」等の周知を通じて、中小の建設業者が建設工事従事者に対して行う、不安全行動の防止や安全衛生管理に係る教育への丁寧な支援を促進する。

＜建設業者団体等の取組＞建設業労働災害防止協会

「専門工事業者等の安全衛生活動支援事業」

- ・ 専門工事業者及び中小建設業者を対象に、安全衛生管理水準向上等を目的に、協会から委嘱された安全衛生活動支援時事業推進員がパトロールや個別指導を実施



(2) 安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

建設業における若年労働者の労働災害発生割合は他産業に比べて著しく高い。このことを踏まえ、建設工事従事者や建設業者等が安全及び健康に関して高い意識を持ち、建設工事現場の安全を高めるため、危険感受性を高める安全衛生教育等の自主的な取組を促進する必要がある。

このため、都、関係行政機関及び建設業者団体等による安全対策講習会等において、建設工事現場で発生した災害事例や都発注工事において建設業者が自主的に提案した工事災害防止に向けた優良な取組について積極的に情報を発信し、建設業界全体に対して水平展開を図っていく。

また、建設工事現場において、安全衛生水準の向上について顕著な実績をあげた建設工事従事者、建設業者及び関係団体を表彰することを通じて、関係者の意識を高めることにより、安全衛生水準の更なる向上とともに、建設工事従事者の技能者としての地位の向上につなげる。

あわせて、各建設工事の現場における、建設工事従事者のメンタルヘルス対策や熱中症対策等、心身の健康を確保するための自主的な取組を促進するとともに、既に使用禁止となっている石綿を原因とする、発症までに長期間を要する疾患などもあるため、建設工事従事者が利活用できる健康相談窓口について、現場レベルでの周知と活用を促進する。

＜関係行政機関の取組＞厚生労働省「職場の安全サイト」

- ・ 業種別に、労働災害事例を紹介
- ・ 業種別の、安全衛生教材の動画は、多言語で配信



## 8. 人材の多様化に対応した安全及び健康の確保並びに職場環境の改善

### (1) 女性の活躍促進

建設産業への女性の入職促進や就労継続等に向けた環境整備を促進するため、女性技術者が活躍している工事での取組事例や女性技術者の声などを紹介し、女性活躍の機運を醸成する。

特に、工事現場に女性専用トイレ・更衣室などの整備を対象とした中小企業向けの「女性活躍推進助成金」により、民間工事の現場における取組を促進する。

都発注工事においては、女性技術者を配置し、快適トイレ<sup>19</sup>や女性用更衣室の設置等、女性技術者が現場で活躍するために必要な環境整備を行った場合に工事成績評定で評価を行う、女性活躍モデル工事を実施することなどにより、女性活躍の機運を醸成していく。

### (2) 外国人労働者における労働災害の増加への対応

外国人技能実習生、特定技能外国人等、建設工事の新たな担い手となっている外国人労働者の労働災害が増加している。このことを踏まえ、安全確保に必要な作業手順や危険箇所等の理解促進のため、関係機関と連携し、外国人労働者向け教材の提供や外国語を併記しピクトグラムを用いた安全標識の周知を図るとともに、外国人労働者への効率的・効果的な安全衛生教育のための手法を提示していく。

<建設業者団体等の取組>建設業労働災害防止協会

「建災防統一安全標識」

・昭和58年に一般公募した図案をもとに、

専門家の意見を取り入れ、制定

・現在は合計21種類あり、外国語も

併記



<sup>19</sup> 建設工事現場を男女ともに働きやすい環境とする取組の一環として、国等が定めている標準仕様の仮設トイレ。男女問わず快適に利用できることを目的としている。

### (3) 高年齢労働者の安全及び健康の確保

高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向け、国が策定した「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン<sup>20</sup>」に基づく取組の促進を図る。

## 9. 建設業の魅力の向上に向けた処遇の改善や地位の向上

### (1) 社会保険等の加入の徹底

社会保険等の加入については、労働者の処遇の改善と、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築のため、平成24年度から、建設業の許可・更新時の加入確認や未加入業者に対する指導、未加入業者の日本年金機構への通報、都発注工事における元請負人及び一次下請負人の社会保険加入業者への限定、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン<sup>21</sup>」の制定等、行政と建設業関係者が一体となって対策を進めてきた結果、加入率は着実に上昇してきた。

令和2年10月には、社会保険の加入が建設業許可更新の要件となった。

しかし、社会保険の加入に必要な法定福利費について、十分な確保ができていないとの声もあるため、都、関係行政機関及び建設業者等で構成される「東京都建設業社会保険加入推進地域会議」において、引き続き、法定福利費を内訳明示した見積書を活用した法定福利費の適切な確保並びに建設業者及び建設工事従事者の社会保険等の加入の徹底について実効性のある対策を推進していく。

また、契約の形態が一人親方との請負契約であっても、実態として労働者に該当する場合には、社会保険等の加入の必要や労働基準関係法令が適用されることについて、建設業者、建設業者団体等及び建設工事従事者に対し周知を徹底していく。

---

<sup>20</sup> 高年齢労働者の就労が一層進むことで、労働災害による休業4日以上死傷者のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加すると見込まれることを背景に、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向け、事業者や労働者に求められる取組事項を取りまとめたもの。厚生労働省により、令和2年3月に策定された。

<sup>21</sup> 建設業における社会保険の加入について、元請負人及び下請負人それぞれが負うべき役割と責任を明確にするため、国土交通省により平成29年に策定（令和4年3月に最終改訂）

## (2) 建設キャリアアップシステムの活用推進

建設業共通の制度インフラであり、建設工事従事者の資格やその就業実績等を業界統一のルールにより蓄積することで、建設工事従事者がそれぞれの経験と技能に応じた育成と処遇が受けられるようにする、建設キャリアアップシステムが、平成31年4月から運用されている。

都は、関係行政機関や建設業者団体等との連携のもと、リーフレットの配布等を通じ、建設キャリアアップシステムが広く活用されるよう取り組んでいく。

また、建設キャリアアップシステムの理解促進と活用状況の把握のため、都発注の大規模工事において、建設キャリアアップシステムを活用した工事を実施していく。

## (3) 「働き方改革」等による建設業の魅力向上

総労働時間が長く、休みが取れないことや、賃金が高産業の労働者と比べて低い水準にあることが、建設業における若者等の入職の障害及び離職理由となっており、若者等の入職・定着の促進等による中長期的な担い手の確保が必要である。

このような状況を踏まえ、第3次担い手3法や労働基準法の趣旨を踏まえ、適正な価格や工期設定、週休二日の推進等による休日確保等の働き方改革の実現に向け、都は業界団体と連携し、民間事業者に働き掛けを行う。

また、都は、建設業の働き方改革や建設業の魅力向上につながるインフラ分野のDXを促進するとともに、都発注工事における女性が活躍する工事や週休二日工事の事例紹介、子供向けホームページの作成等、将来の担い手に向けて建設業の魅力を効果的に発信する。

さらに、都の組織横断的な取組として作成している「工事災害防止に向けた優良事例集」の共有を通じて、安全管理の行き届いた、より働きやすい職場環境を実現するとともに、区市町村職員や建設業者等が容易に閲覧できるWebサイトを活用し、外部へ広く情報発信していく。

あわせて、都は、技能労働者が建設現場で求められる資格の取得等を支援するとともに、教育訓練の充実等を行う事業主に対して国が実施している支援事業等を、周知していく。

### <都の取組>

#### 東京都技術会議「工事災害防止に向けた優良事例集」

都の各局の発注工事における優良事例を取りまとめ、紹介

#### 産業労働局 職業能力開発センター「在職者向け職業訓練」

主に中小企業で働いている方を対象に、スキルアップや資格試験受験対策等のための短期講習を実施



## 10. 施策等の推進状況の点検と計画の見直し

本計画に定める施策や具体的な取組等については、定期的に推進状況を点検するとともに、国の基本計画に変更があった場合など、おおむね5年を目安に本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、速やかにこれを変更する。

## 11. 計画の推進体制

本計画の変更後は都と関係行政機関等による「東京都建設工事従事者の安全と健康を確保する推進会議」により、国等が実施する調査・研究の成果を積極的に活用しながら、本計画に定められた施策を着実に推進していく。その際は、建設業者、建設業者団体等の意見を尊重しながら、相互に連携協力のもと調整を行っていく。

あわせて、都の各局が開催する区市町村との連絡会議の機会を捉えて、都発注工事における取組等を紹介するなど、区市町村に取組を浸透させ、建設工事従事者の安全及び健康の確保に努めていく。

---

## 参 考 ～計画変更に関する検討体制～

本計画の変更に関し、下記会議等において検討を行った。

### ○ 東京都建設工事従事者の安全及び健康を確保する調整会議

(以下、「調整会議」という。)

会長 : 都市整備局市街地建築部長

構成員 : 都の各局（政策企画局、財務局、都市整備局、住宅政策本部、産業労働局、建設局、港湾局、交通局、水道局、下水道局）の課長級職員  
厚生労働省東京労働局の課長級職員

### ○ 東京都建設工事従事者の安全及び健康を確保する調整会議

実務者ワーキンググループ

会議長 : 都市整備局市街地建築部建設業課長

構成員 : 調整会議と同様の局等の課長代理級職員

オブザーバ : (一般社団法人) 東京建設業協会  
(一般社団法人) 東京建設躯体工業協同組合  
全建総連東京都連合会  
(一般社団法人) 東京都中小建設業協会  
建設業労働災害防止協会東京支部